

改正案

現行

（売買に関する報告書等の提出先）
 第三条の二（略）

2 前条の規定により報告書を提出する場合において、当該報告書を法第六十三條第二項の規定により証券会社を経由して提出する場合には、前項の規定にかかわらず、当該証券会社の本店（外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社にあつては、經由する支店（同法第三条第一項の登録を受けた支店をいう。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に提出しなければならない。

3（略）

（報告書の提出を要しない場合）

第四条 法第六十三條第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 会社法（平成十七年法律第八十六号）第八十八條第一項に規定する一単元の株式の数に満たない数の株式のみに係る株券の買付け又は売付けをした場合
- 二 上場会社等の役員又は従業員（当該上場会社等が他の会社を直接又は間接に支配している場合における当該他の会社の役員又は従業員を含む。以下この号及び次号において同じ。）が当該上場会社等の他の役員又は従業員と共同して当該上場会社等の株券の買付けを行った場合（当該上場会社等が会社法第五十六條第一項（同法第六十五條第三項の規定に読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき買付けていた株券以外のものを買付けるときは、証券会社に委託等を行つた場合に限る。）であつて、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われたものと認められる場合（各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が百万円に満たない場合に限る。次号において同じ。）

三〇九（略）
 十 会社法第二百三十八條第一項に規定する募集新株予約権を取得した場合

（売買に関する報告書等の提出先）
 第三条の二（略）

2 前条の規定により報告書を提出する場合において、当該報告書を法第六十三條第二項の規定により証券会社を経由して提出する場合には、前項の規定にかかわらず、当該証券会社の本店（外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社（第八條第二項において「外国証券会社」という。）にあつては、經由する支店（同法第三条第一項の登録を受けた支店をいう。第八條第二項において同じ。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に提出しなければならない。

3（略）

（報告書の提出を要しない場合）

第四条 法第六十三條第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百二十一條に規定する一単元の株式の数に満たない数の株式のみに係る株券の買付け又は売付けをした場合
- 二 上場会社等の役員又は従業員（当該上場会社等が他の会社を直接又は間接に支配している場合における当該他の会社の役員又は従業員を含む。以下この号及び次号において同じ。）が当該上場会社等の他の役員又は従業員と共同して当該上場会社等の株券の買付けを行った場合（当該上場会社等が商法第二百十條第一項又は第二百十一條ノ三第一項（第一号を除く。）の規定に基づき買付けていた株券以外のものを買付けるときは、証券会社に委託等を行つた場合に限る。）であつて、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われたものと認められる場合（各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が百万円に満たない場合に限る。次号において同じ。）

三〇九（略）
 十 商法第二百八十條ノ二十一第一項に規定する決議に基づき新株予約権を取得した場合

十一 新株予約権を有する者が当該新株予約権を行使することにより株券の買付けを行った場合

十二・十三 (略)
2・3 (略)

十一 商法第二百八十条ノ二十一第一項に規定する決議に基づき新株予約権を取得した者が当該新株予約権を行使することにより株券の買付けを行った場合

十二・十三 (略)
2・3 (略)

上場会社等の役員及び主要株主の当該上場会社等の特定有価証券等の売買に関する内閣府令（昭和六十三年大蔵省令第四十号）

改正案	現 行
<p>別紙様式 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 特定有価証券等の種類 次の分類に応じて該当する番号を○で囲むこと。(国内発行、海外発行を問わない。) <u>普通株式、優先株式及び新株予約権証券・・・1</u> <u>普通社債券及び新株予約権付社債券・・・2</u> その他・・・3</p> <p>(注) その他の欄には、該当する特定有価証券等(1及び2に該当するものを除く。)の種類を記載すること。(例: 預託証券)</p> <p>3.・4. (略)</p> <p>5. 銘柄名 特定有価証券等又は特定有価証券等(の売買)に係る取引(例: 有価証券オプション取引等)の具体的な銘柄名等を記載すること。なお、<u>普通社債券及び新株予約権付社債券</u>については、回記号及び発行年月日を併せて記載すること。</p> <p>6. ～17. (略)</p>	<p>別紙様式 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 特定有価証券等の種類 次の分類に応じて該当する番号を○で囲むこと。(国内発行、海外発行を問わない。) <u>普通株式、優先株式および新株引受権証書・・・1</u> <u>普通社債券、新株予約権付社債券および新株予約権証券・・・2</u> その他・・・3</p> <p>(注) その他の欄には、該当する特定有価証券等(1及び2に該当するものを除く。)の種類を記載すること。(例: 預託証券)</p> <p>3.・4. (略)</p> <p>5. 銘柄名 特定有価証券等又は特定有価証券等(の売買)に係る取引(例: 有価証券オプション取引等)の具体的な銘柄名等を記載すること。なお、<u>普通社債券、新株予約権付社債券および新株引受権証書</u>については、回記号及び発行年月日を併せて記載すること。</p> <p>6. ～17. (略)</p>